

第 5 8 回  
東 北 地 方 交 通 審 議 会  
船 員 部 会 議 事 要 録

平 成 2 5 年 8 月 2 3 日  
東 北 地 方 交 通 審 議 会  
船 員 部 会 事 務 局



## 議 事 概 要

### ◎開 会

#### 【海事振興部次長】

〔第 58 回船員部会の成立について報告〕

〔配付資料確認〕

### ◎議 事

#### (1) 審議事項

東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金の改正に関する  
諮問について

#### 【部会長代理】

それでは、議事次第（1）の審議事項ですが「東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金の改正に関する諮問について」、配付資料の1のとおり8月1日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会に対し、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、最低賃金の改正に関する諮問がなされました。

なお、この審議事項について、東北地方交通審議会運営規則第9条により、8月6日付で東北地方交通審議会会長から船員部会に付託されました。資料1-2ですね。

こうした経過の中で、その諮問の趣旨について海事振興部長からご説明をいただきたいと思えます。お願いします。

#### 【海事振興部長】

ただいま村上部会長代理からご紹介がありましたように、8月1日付で諮問をいたしました最低賃金の改正につきまして、諮問の趣旨をご説明させていただきます。

改めて申すまでもないことですが、最低賃金は最低賃金法に基づき、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものでありまして、船員に関しましては適用すべき地域が全国に及ぶ場合は交通政策審議会、それから適用する地域が地方運輸局の管轄区域内である場合には地方交通審議会に調査審議を求めその意見を聞いて決定することとなっております。

東北運輸局管内におけます現行の4業種の最低賃金につきましては、内航鋼船運航業及び木船運航業につきましては平成19年3月21日、海上旅客運送業につきましては平成17年3月10日、沖合底びき網漁業につきましては平成18年3月8日、大中型まき網漁業につきましては平成21年3月1日から、それぞれ効力発生の最低賃金が適用されているところでございます。

最低賃金の改正にあたりましては、船員の生計費、それから類似の船員の賃金、企業の支払い能力の動向などを勘案いたしまして、本審議会に諮問させていただいて改正を決定するということとなっております。

東北地方におきます24年度の消費者物価指数、標準生計費等が前年と比較しますと横ばいまたは微増ということで、改正のための要素が乏しく、また近年、現在の円高によります燃料価格の上昇は大変漁業の経営を圧迫し、さらに23年3月11日に発生しました東日本大震災により多くの事業者の方が甚大な被害を受けて、大変厳しい状況となっているところでございます。しかし、昨年を経緯それから隣接地区の状況を踏まえまして、今回の東北漁業沖合底びき網及び大中型ま

き網漁業の2業種の最低賃金の改正につきまして諮問するということといたしました。

どうぞよろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願いいたします。以上です。

**【部会長代理】**

ただいまのご説明について何かご質問とかございますか。結局、予てからここでも議論になっておりました最低賃金の諮問について、今般、局長から諮問があったということでございます。そこで、特にご質問がなければ次に移りますが。

ただいまの諮問を受けまして、船員部会運営規則第6条の規定により、最低賃金専門部会を設置することになりますが、これは義務的に設置するのでしょうか。

**【海事振興部次長】**

これは規定上設置しなさいということになっておりますので、このまま設置するというところでご了承いただきたいと思っております。

**【部会長代理】**

ということですので、設置についてはご承認いただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

続きまして、事務局から資料にあります船員の特定最低賃金の改正に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示案及び船員の特定最低賃金の改正に関する諮問状況について説明をお願いいたします。

**【海事振興部次長】**

それでは、資料の1-3になりますが、最低賃金の諮問による改正決定に対しての関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示ということで、これにつきましては最低賃金法第35条第2項で、船員の特定最低賃金の改正に関し、関係船員それから関係使用者の意見を聴取することとされておりまして、この公示案につきまして現在、本省を經由しまして官報に掲載する手続きをとっております。公示に関しては15日間必要なのですが、現在のところ、まだ官報に掲載されておりませんが、載ってから15日間公示して意見を求めるということになっております。

それから、最低賃金の改正に関する諮問状況ということで、資料の1-4で全国分を載せています。本省の諮問につきましては7月17日に内航、旅客、それから漁業のまぐろと大型いかと4業種につきまして全て諮問されています。

その下が運輸局ということで、北海道につきましては8月7日、漁業2業種ですね。それから東北が今ご説明したように漁業2業種、関東につきましては7月18日付で漁業2種、北陸信越につきましては8月13日に漁業2種の諮問がされてございます。その下、中部、近畿、神戸につきましては諮問はございません。中国につきましては現在まだ検討中ということですので。それから、四国につきましては8月20日、旅客とそれから漁業2種について諮問されています。九州、沖縄につきましては諮問しないということになっております。

以上が諮問状況です。

**【部会長代理】**

それでは、まずこの公示案、これを官報に掲載するということですが、2週間、15日以内に意見があれば提出されたいという内容の公示でございしますが、案はこれでよろしいでしょうか。ご意見、ご質問あれば。

**【海事振興部次長】**

内容につきましては、ほぼ過去のものとは大差ございません。

**【部会長代理】**

それから、他の地域の、本省も含めて諮問の現在の状況について、質問よろしいですか。

これは本省のほうで、内航、旅客も今般すぐ上がったわけですか。

それで、各運輸局においては検討中とか諮問する四国などもあるようですが。今般、東北運輸局長から沖合底びき、大中型まき網の諮問が出たわけですが、何故この2つで、内航や旅客の規模の小さいものが東北運輸局の決定なのでしょうけれども、こちらは何で出ないのでしょうかという質問です。

【海事振興部次長】

これにつきましては、前回の部会の際に、今回参考としてつけた資料をもってご説明申し上げておりましたが、最低賃金法の中で船員の生計費、類似の船員の賃金、事業の支払い能力という3つの大きな項目がございまして、それが改正をするのにふさわしいぐらいのデータがあれば諮問しなさいということになっています。

部長の説明にもあったように、ここの要素の部分でいうと、最低賃金を改正すべきという判断には至らないという中で、漁業2種に関しましては昨年の意見が出された部分、それから類似の地域の部分でいいますと、周りが今回諮問するという動きがあったので、やはり同一地域というか、同じような地区にありますので、その部分検討する必要があるのではないかとすることがありまして、最終的に漁業の2種を諮問するという形になっています。よろしいでしょうか。

【部会長代理】

何か、他にご質問なりご意見があれば。ここまでのところで、よろしいですか。

それでは、今のご説明をご承認いただいたものとして、続きまして専門部会の委員の任命及び今後のスケジュールについて事務局からご説明いただきたいと思えます。

【海事振興部次長】

それでは、委員の任命の関係とスケジュールにつきまして、資料の1-5でスケジュールが書いてございます。

スケジュールのほうからお話しさせていただきますと、8月1日に諮問が出まして、それが8月6日付で部会のほうに付託されたということをもちまして、今回この場でもって最賃部会の設置ということの確認と、先ほど申しましたように、この最賃部会の設置につきましては最賃法に規定されていまして、なおかつ今回部会のほうに置くことにつきましては審議会規則の中で決まっておりますので、最終的に設置ということです。

今後、その委員につきましては、規則で部会の委員の人数というのが9名以内と規定されています。現在、船員部会にいらっしゃる委員の方は公益が4名、労働者側が3名、使用者側が3名で合計10名ということですが、今回、底びきとまき網の部会につきましてそれぞれ、公益2名、労働者側2名、使用者側2名ということで6名の体制でいきたいと考えてございます。その割り振りの話になるのですが、それぞれ2名ずつということで12名必要なのですが、現在10名で。今回、使用者側につきましては現在の委員の方は内航と旅客と漁業（かつお・まぐろ）ということで入っていただいているのですが、諮問されているのがまき網と底びきということで、それぞれ専門の組合のほうから委員を出していただければと考えています。

この場で6名ということでご承認いただければ、推薦の手続をしまして、上申をして、大臣の任命後にそれぞれ部会に入っていただくという流れで事務手続きを進めたいと考えています。

承認を得て推薦して大臣の任命もされて10月ぐらいになれば、その後、審議会のほうの委員が最初になっておりますので、そこから部会に指名していただき、さらに、部会としては最賃部会としての指名をして、第1回目の部会を10月の下旬、それから第2回目を11月中旬にいたしまして、そのあたりに答申を作っていただいて11月の部会で最終的な答申を決定していただきます。

それを地方交通審議会の会長の了解を得まして、審議会の答申として運輸局に答申を出すというのが、11月22日と日にちを入れてございますけれどもここが部会の日ということでとりあえず設定してございます。

その答申を受けまして、運輸局では意見の聴取ということでまた公示をしまして、特段意見が無ければ2月には決定ということです。その後、さらに決定したということ公示する必要がありますので、30日間公示した後、特段何も無ければそのまま効力発生というスケジュールにしたいと思っております。

**【部会長代理】**

ただいまスケジュールのご説明が資料1でございましたが、まず、この全体的なスケジュールについては特にご意見なりご質問ございませんでしょうか。

この専門委員ですが、ただいまの説明では各2名ずつと。9名以内というのが定員だそうですが、従前、大体そういう内容でしたか。

**【海事振興部次長】**

昔の、船員労働委員会の時代は別の数で設定されていましたが、地方交通審議会の船員部会として設定されたときに規定等が整理されまして、総数9名以内ということになっております。地方交通審議会、東京の交通政策審議会でも部会の設置をした場合、各2名ずつでされている。他の局で一昨年とか、その以前の諮問された部分に関しましても2名ずつの6名体制で実施しているという事例がありますので、そちらに合わせ、そういう形で進めたいということです。6名でいかがかということです。

**【部会長代理】**

その推薦する主体はどこになるのですか。

**【海事振興部次長】**

事務局として推薦依頼を出しまして、推薦書類を本省に上げまして、大臣が任命するという形になります。

**【部会長代理】**

その腹案みたいなものは当委員会には開示いただけるのですか。

**【海事振興部次長】**

腹案といいますと、具体的な人選という意味でしょうか。

**【部会長代理】**

人選は事務局で推薦して大臣が任命するのでしょうか。その腹案みたいなものはここには開示というか、ご報告いただくことはないのですか。

**【海事振興部次長】**

公益の方に関しては既に部会に4名いらっしゃいますので、その方をそのまま最賃部会のほうにと考えてございます。労働者側につきましては全日海のほうに依頼する予定というか、既に内々で依頼しているところです。それから、使用者側委員につきましては、先ほど説明したようにまき網と底びきという状況がありますので、それぞれの各県にあります組合のほうに推薦依頼を出して、それらから推薦していただいた方を上申することとしています。

具体的には、まき網につきましては太平洋側に3組合しかございませんので、3地域、青森と宮城と福島と3県にしか組合がございませんので、その中から選ぶということで、それから底びきに関しましては青森、岩手、宮城、福島、秋田と山形もございしますが、山形は1社しかないので、その他の中から選んで推薦していただくという形にさせていただくこととしています。

**【部会長代理】**

そういうことなのですが、ほかに何かご意見なりご質問なりご要望なりあれば承りたいと思いますが。

**【鶴本委員】**

専門委員というのは、底びきと大中型まき網から使用者側委員へ。

**【海事振興部次長】**

はい。そう考えております。

**【部会長代理】**

その業界組合というか団体の方に推薦依頼をしているところだと、こういうことですね。

**【海事振興部次長】**

そうです。

**【部会長代理】**

何かご質問なり、ございますか。

無ければ、今のご報告、スケジュールをご承認いただいたものしたいと思います。

では、そういうことで事務局のほうで今後の手続方、よろしく願います。

(2) 管内の雇用等の状況について

**【部会長代理】**

続きまして、議題(2)「管内の雇用等の状況について」事務局からご報告をお願いします。

〔船員労政課長より資料2～8に基づき報告〕

**【部会長代理】**

以上、ご報告、ご説明いただきましたが、何かご質問なりご意見なりございますでしょうか。ありましたら、よろしくお願いします。

**【高橋委員】**

東北管内の求人漁船「その他」について、今月は19件と大分増えているのですが、内訳はどのようなものが増えたのか。

**【船員労政課長】**

内訳は漁業調査船1件、練習船1件、漁業取締船6件、小型の大目流し漁船2件、小型のさんま8件、中型いか釣り1件、合計19件となっております。

**【部会長代理】**

よろしいですか。

あとは、ご質問、ご意見ございませんか。

無ければ、今のご報告を承認いただいたものといたします。

(3) その他

**【部会長代理】**

続きまして、議題(3)「その他」、委員の皆さんから情報提供等をお願いしたいと思いますが、何かございますか。

【高橋委員】

9月1日から沖合底びき船が操業を開始するわけですが、その前段で労働協約の改定を行いました。前回も言いましたが、航海日当を現行の8%増額ということで、9月1日から実施するというのを決めましたので報告しておきます。

鶴本委員もさんま船を所有しておりますけれども、今月20日、大型船100トン以上のさんま船が解禁になりました。大分漁場が遠いということで、新聞の情報を見ると、今朝あたり水揚げした船があるのでしょうか。

【鶴本委員】

あります。今日は530トン。明日は大体600トン。一番競りで相場1,200円か1,300円ですね、7時頃で。

【高橋委員】

大分いい値段で。

【部会長代理】

それは高いのですか。その相場というのは良いのですか。

【鶴本委員】

ええ、結構な相場ですね。

【高橋委員】

大分漁場が遠いというのが、ちょっと懸案の部分でありますけれども。

【鶴本委員】

ロシアの200海里以内ですね。ちょっと遠い、遠過ぎるというか。

【高橋委員】

魚体のほうは、どうなのですか。

【鶴本委員】

130グラムがほとんどで、それ以下は少なく、130グラム以上だそうですね。ただ、群れが薄い。うちでも最優秀設備なのだけれども、ソナーに魚影が映らないという船団の話で。でも、漁獲高の高い方では、20トンぐらい採った船があるみたいですね。そのタイミングによるけれども1,000円だと2,000万という感じなので宝くじみたいな感じかなと漁撈長は言っていました。ちょっとやっぱり8月中は厳しい。

【部会長代理】

何か、使用者委員で話題ございますか。

【湯村委員】

内航のほうは業界として新年度に向けて、アベノミクスの三本の矢を真似たみたいで、「内航の三本の矢」ということで。「船員不足対策」をまず1本と、あと「船舶の高齢化の解消」を何とか、それも1本と、あとは「カボタージュの堅持」ということで、その3本に力を入れるということで今年度始まっているのですけれども、船員対策についていろいろと評価されつつあります。

いろんなアンケート調査なんかも出てきているのですけれども、主要大手のオペレーターを対象にしたアンケートの結果を見ますと、現時点で船員が不足気味だという回答をしたのが約30%の事業者。現在は足りているけれども3年とか5年先に不安を感じると思っている業者が70%に上っているということです。

実際問題、その対策としてはどういった事がとられているかということ、オペレーターというの



は大きな企業が多いのですが、そういった体力があるオペレーターについては旧海員学校の卒業生を採用して教育して挑戦させるという方法をとっているというのが40%ほどいると。中でも職安への求人もおありまして、それはただ20%ぐらいに留まっているということらしいです。あとはオーナーに任せるといふ業者も20%ぐらいいますけれども、オーナーのほうは職安への求人等で何とか船員を確保しているという状況だそうです。

【部会長代理】

ご苦労されていますね。

【湯村委員】

ちなみに東北の場合ですと、業者数は少ないのですけれども、独自の船員を確保するルートをそれぞれ持っていて。現実的にはまだ船員不足というのは感じていないというのが東北の事業者の現状ですね。

【部会長代理】

よろしいですか。

【鶴本委員】

漁船のほうは絶対的な漁船員不足なのですけれども。気仙沼の宮城県北部船主協会の新規就業受け入れ状況についてちょっと報告しておきたいと思います。

平成21年は4名だったのですが、それが、やはりテレビの影響も大きいと思うのですけれども「追跡！ニッポンのマグロ」という報道があり、その影響によって22年は9人の新規就業受け入れ状況。次の23年では震災でガタッと減って3名。それから、24年には「漁船員になろう！」というブログが開設された影響かで19名、二桁になったのです。今年は今の時点で8名となっているので、何とか二桁にならないかなと。

少し明るいというか、漁業が見直されるまでいかないのだけれども、ちょっといい傾向だなと思っています。

【部会長代理】

そのブログというのは誰がやっているのですか。

【鶴本委員】

誰がやっているのか、ちょっとわからないのですけれども。

【部会長代理】

よろしいですか、そんなところで。

【清水委員】

船員不足と言われながら申し訳ないのですが。明日、私どもの学校の今年度1回目の入学試験をやるのですが、応募者が昨年の約2倍と。非常に落とすのに苦労するというような状態になっています。

【鶴本委員】

その辺りを、漁船員になり…。

【清水委員】

そちらには行かないですね。余りにもちょっと急に増え過ぎて、逆に非常に困っています。

【部会長代理】

嬉しい悲鳴ですね。何でそんなに増えたのですか。

【清水委員】

徐々に浸透してきたのかなと。確実に資格が取れて就職できますよ、というところが。

【鶴本委員】

やはり陸上だとアルバイトとか派遣社員だとかパート。何年たっても賃金は伸びないのだけれども、漁船員の場合はある程度安定していて、資格を取ると何倍までいかないけれども、1点何倍とか毎年増えていくから、それに魅力を見出してくれているのかなという感じがしていますけれども。

【清水委員】

片や、航海訓練所の練習船の定員が減ったということから、うちの学校の定員40名を大きく逸脱しないようにというような指示もあって、そうそう水増しの合格もできないという状態です。

【部会長代理】

結構そういうので定員を増やせないですね。そうもいかない。いろいろな予算の関係で。

【清水委員】

幸せな悩みだということで。

【佐藤委員】

清水委員の学校は、普通の高校を卒業してから入学するのですか。

【清水委員】

はい。

【佐藤委員】

短期大学ですよ。

【部会長代理】

卒業者の方は皆、3月卒業ですか。

【清水委員】

今春の卒業者は、就職進学100%です。

【部会長代理】

100%、素晴らしいですね。

【清水委員】

ある求人をお断りしなきゃいけない状態です。

【部会長代理】

そういうことでよろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

ほかに無ければ、本日の議事はこれで終了ということになります。

最後に、連絡事項ございましたら事務局のほうからお願いします。

◎閉 会